



(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 28 日

鳥取県知事 様

提出者

住 所 鳥取県西伯郡南部町寺内604-1

氏 名 株式会社 創環

代表取締役 北村 道明

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0859-64-3980

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	(株)創環
事業場の所在地	鳥取県西伯郡南部町寺内604-1
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	令和5年度 決算期売上高 解体事業 4.7億円
③ 従業員数	18名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	コンクリートくず・がれき類→破碎し再生砕石として再資源化 アスファルトくず→破碎、再資源化 木くず・石膏ボード・プラスチック製品くず→破碎し、燃料として再生施設へ委託、再資源化

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項								
(管理体制図)								
代表取締役 北村 道明 ↓ 工事部 【各工事現場作業長】 ↓ 総務部 【産業廃棄物事務担当】								
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず	プラスチックくず	石膏ボード	がれき類	ガラス・陶磁器
	排 出 量	2346 t	14 t	777 t	787 t	87 t	294 t	370 t
	（これまでに実施した取組） 上質なものは売却処理する。 再生資源されるように、適正に現場内において処理する。							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず	プラスチックくず	石膏ボード	がれき類	ガラス・陶磁器
	排 出 量	2322 t	15t	800t	700t	90 t	300 t	370 t
	（今後実施する予定の取組） 発生現場において、上質なものは売却処理し、引き続き適正な仕訳分別を行う。 再生利用されるように、適正に産業廃棄物を各処理場へ搬入する。							
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産業廃棄物が各種類混ざらないように細かく仕訳する。							
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 産業廃棄物が異物と混ざらないように各種類毎に仕訳する。							

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず	プラスチックくず	石膏ボード	がれき類	ガラス・陶磁器
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	2346 t	14 t				294t	370 t
	(これまでに実施した取組) コンクリートくず、アスファルトくず、がれき類、陶磁器くずは破砕し、再資源化している。							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず	プラスチックくず	石膏ボード	がれき類	ガラス・陶磁器
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	2322 t	15t				300 t	370 t
	(今後実施する予定の取組) 再資源化となるように産業廃棄物を破砕し、適正処理する。							

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず	プラスチックくず	石膏ボード	がれき類	ガラス・陶磁器
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量							
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量							
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず	プラスチックくず	石膏ボード	がれき類	ガラス・陶磁器
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量							
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量							
③実施状況	【目標】							
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず	プラスチックくず	石膏ボード	がれき類	ガラス・陶磁器
	自ら中間処理を行う産業廃棄物の量							
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量							
④評価	【目標】							
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず	プラスチックくず	石膏ボード	がれき類	ガラス・陶磁器
	自ら中間処理を行う産業廃棄物の量							
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量							

(今後実施する予定の取組)
マニフェストにより最終処分の確認を徹底する。
可能な限り優良認定業者へ委託する。

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量		
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		
	（今後実施する予定の取組）		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず	プラスチックくず	石膏ボード	がれき類	ガラス・陶磁器類
	全処理委託量			777t	787t	87t		
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量			777t	787t	87t		
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
（これまでに実施した取組） マニフェストにより最終処分の確認を徹底する。 可能な限り優良認定業者へ委託する。								

②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	コンクリートくず	アスファルトくず	木くず	プラスチックくず	石膏ボード	がれき類	ガラス・陶磁器
	全処理委託量			800t	700t	90t		
	優良認定処理業者への処理委託量							
	再生利用業者への処理委託量			800t	700t	90t		
	認定熱回収業者への処理委託量							
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量							
	(今後実施する予定の取組) 発生現場において、上質なものは売却処理し、引き続き適正な仕訳分別を行う。 再生利用されるように、適正に産業廃棄物を各処理場へ搬入する。							
※事務処理欄								

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。